

門真市文化財保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 門真市指定文化財（第6条—第15条）
- 第3章 門真市地域文化財（第16条—第18条）
- 第4章 埋蔵文化財（第19条）
- 第5章 門真市文化財保護審議会（第20条）
- 第6章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第182条第2項の規定に基づき、法又は大阪府文化財保護条例（昭和44年大阪府条例第5号。以下「府条例」という。）の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で市の区域内に存するもののうち、市にとって重要なものについて、その保存及び活用のため必要な措置を講じ、もって市民の文化の向上に資するとともに郷土文化の発展に貢献することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「文化財」とは、法第2条第1項第1号から第4号までに掲げる有形文化財、無形文化財、民俗文化財及び記念物をいう。

（市の責務）

第3条 市は、文化財が市の歴史、文化又は自然の正しい理解のため欠くことのできないものであり、かつ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存及び活用が適切に行われるよう必要な施策を講じなければならない。

（市民等の責務）

第4条 市民は、市がこの条例の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用を努めなければならない。

(財産権の尊重及び他の公益との調整)

第5条 市長は、この条例の執行に当たっては、関係者の所有権その他の財産権を尊重するとともに、文化財の保護と他の公益との調整に留意しなければならない。

第2章 門真市指定文化財

(指定)

第6条 市長は、市の区域内に存する文化財(法又は府条例の規定による指定を受けたものを除く。)のうち、市にとって重要なものを門真市指定文化財(以下「市指定文化財」という。)に指定することができる。

- 2 市長は、前項の規定により有形文化財、有形の民俗文化財又は記念物(以下「有形文化財等」という。)を市指定文化財に指定しようとするときは、あらかじめ、指定しようとする有形文化財等の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。
- 3 前項本文の場合において、所有者及び権原に基づく占有者が判明しないときは、管理者を認定し、かつ、その同意を得なければならない。
- 4 市長は、第1項の規定により無形文化財又は無形の民俗文化財(以下「無形文化財等」という。)を市指定文化財に指定するに当たっては、当該無形文化財等の保持者又は保持団体(無形文化財等を保持する者が主たる構成員となっている団体で代表者の定めのあるものをいう。以下同じ。)を認定しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定による指定又は前項の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、門真市文化財保護審議会に諮問しなければならない。
- 6 第1項の規定による指定及び第4項の規定による認定は、その旨を告示するとともに、市指定文化財のうち有形文化財等(以下「市指定有形文化財等」という。)にあつては当該所有者、権原に基づく占有者又は管理者(以下「所有者等」という。)に、市指定文化財のうち無形文化財等(以下「市指定無形文化財等」という。)にあつては当該保持者又は保持団体として認定しようとするもの(保持団体にあつては、その代表者)に通知して行うものとする。
- 7 市長は、第1項の規定による指定(無形文化財等に限る。)をした後においても、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体として適当であると認められるときは、そのものを保持者又は保持団体として追加して認定することができる。
- 8 前項の規定による追加の認定については、第5項及び第6項の規定を準用する。
- 9 市長は、第1項の規定による指定(有形文化財等に限る。)をしたときは、当該市指定有形文

化財等の所有者等に指定書を、第4項又は第7項の規定による認定をしたときは、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に認定書を交付しなければならない。

(解除)

第7条 市長は、市指定文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その指定を解除することができる。

2 市長は、市指定無形文化財等の保持者が心身の故障のため保持者として適当でなくなったと認められるとき、保持団体がその構成員の異動のため保持団体として適当でなくなったと認められるときその他特別の理由があるときは、その認定を解除することができる。

3 第1項の規定による指定の解除及び前項の規定による認定の解除については、前条第5項及び第6項の規定を準用する。

4 市指定文化財について法又は府条例の規定による指定を受けたときは、当該市指定文化財の指定（法又は府条例の規定による指定を受けた市指定文化財が無形文化財等であるときは、当該市指定文化財の指定及び保持者又は保持団体の認定）は、解除されたものとする。この場合において、その旨の告示及び通知については、前条第6項の規定を準用する。

5 市指定無形文化財等の保持者が死亡したとき又は保持団体が解散したとき（消滅したときを含む。以下この項及び第10条第2項において同じ。）は、当該保持者又は保持団体の認定は解除されたものとし、保持者の全てが死亡したとき又は保持団体の全てが解散したときは、当該市指定文化財の指定は解除されたものとする。この場合において、市長は、その旨を告示し、保持者として認定されていた者の相続人又は保持団体として認定されていた団体の代表者であった者に通知しなければならない。

6 第3項及び第4項において準用する前条第6項の規定による指定又は認定の解除の通知を受けたときは、当該市指定有形文化財等の所有者等にあつては指定書を、当該市指定無形文化財等の保持者又は保持団体として認定されていたものにあつては認定書を速やかに市長に返納しなければならない。

(所有者等の管理義務及び管理責任者)

第8条 市指定有形文化財等の所有者等は、この条例並びにこれに基づく規則及び市長の指示に従い、市指定有形文化財等を管理しなければならない。

2 市指定有形文化財等の所有者等は、特別の事情があるときは、自己に代わり当該市指定有形文化財等を管理する者（以下「管理責任者」という。）を選任することができる。

3 市指定有形文化財等の所有者等は、前項の規定により管理責任者を選任したときは、速やかに

その旨を市長に届け出なければならない。管理責任者を変更し、又は解任したときも同様とする。

4 管理責任者については、第1項の規定を準用する。

(保存)

第9条 市指定有形文化財等の修理又は復旧は、所有者等又は管理責任者が行うものとし、市長は、市指定有形文化財等の保存のため必要があると認めるときは、当該修理又は復旧に関し必要な助言をすることができる。

2 市指定有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市指定有形文化財等を修理し、又は復旧しようとするときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、市指定無形文化財等の保存のため必要があると認めるときは、市指定無形文化財等について自ら記録の作成その他その保存のため適当な措置を執ることができる。

4 市長は、市指定無形文化財等の保持者、保持団体その他その保存に当たることを適当と認めるものに対し、その保存のため必要な助言をすることができる。

(変更等の届出)

第10条 市指定有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市指定有形文化財等について、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 所有者等に変更が生じたとき。

(2) 所有者等又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所を変更したとき。

(3) 所在の場所を変更しようとするとき。

(4) 土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったとき。

2 市指定無形文化財等の保持者又はその相続人は、保持者が氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときその他規則で定める理由があるときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。保持団体が名称、事務所の所在地若しくは代表者を変更し、構成員に異動を生じ、又は解散したときも、代表者（保持団体が解散した場合にあっては、代表者であった者）について、同様とする。

(滅失、毀損等の届出)

第11条 市指定有形文化財等の所有者等又は管理責任者は、市指定有形文化財等の全部又は一部が滅失し、毀損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(現状変更等の制限)

第12条 市指定有形文化財等の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者

は、市長の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更にあつては維持の措置又は非常災害のため必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為にあつては影響が軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲については、規則で定める。

3 市長は、第1項の許可の条件として同項の現状の変更又は保存に影響を及ぼす行為に関し必要な指示をすることができる。

4 市長は、第1項の許可を受けた者が前項の許可の条件に従わなかったときは、当該許可に係る現状の変更若しくは保存に影響を及ぼす行為の停止を命じ、又は当該許可を取り消すことができる。

5 市長は、第1項の許可を受けず、又は第3項の許可の条件に従わないで、現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対し、原状回復を求めることができる。

(公開)

第13条 市長は、市指定有形文化財等の所有者等に対し、当該市指定有形文化財等を公開することを勧告することができる。

2 市長は、市指定無形文化財等の保持者又は保持団体に対し当該市指定無形文化財等を公開することを、市指定無形文化財等の記録の所有者に対しその記録を公開することを勧告することができる。

(報告)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、市指定有形文化財等の所有者等又は管理責任者に対し、当該市指定有形文化財等の現状又は管理、修理若しくは復旧の状況について報告を求めることができる。

(権利義務の承継)

第15条 市指定有形文化財等の所有者等の変更があつたときは、新所有者等は、当該市指定有形文化財等に関しこの条例に基づく市長の勧告、助言その他の措置による旧所有者等の権利義務を承継する。

2 前項の場合において、旧所有者等は、当該市指定有形文化財等の引渡しと同時にその指定書を新所有者等に引き渡さなければならない。

第3章 門真市地域文化財

(登録)

第16条 市長は、市の区域内に存する文化財（法、府条例又はこの条例の規定による指定を受けた

ものを除く。)のうち、市民生活及び地域に根ざして承継され、保存及び活用の必要があるものを門真市地域文化財として登録することができる。

(取消し)

第17条 市長は、門真市地域文化財がその価値を失ったときその他特別の理由があるときは、その登録を取り消すことができる。

(保存等)

第18条 前2条に定めるもののほか、門真市地域文化財の保存及び活用に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 埋蔵文化財

(埋蔵文化財の保護)

第19条 市長は、市の区域内に存する法第93条第1項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地の周知徹底を図り、土木工事等によって当該周知の埋蔵文化財包蔵地が損傷し、又は出土遺物が散逸しないよう所有者その他の関係者に適切な指導又は助言を行い、その防止に努めなければならない。

2 何人も、宅地の造成、土地の開墾等により法第92条第1項に規定する埋蔵文化財を発見したときは、当該埋蔵文化財が貴重な財産であることを自覚し、その損傷及び散逸の防止に留意するとともに、当該埋蔵文化財の包蔵地の保存に努めなければならない。

3 何人も、市長が行う埋蔵文化財の発掘調査その他保護のための措置に協力するよう努めなければならない。

第5章 門真市文化財保護審議会

(組織等)

第20条 法第190条第2項の規定により、門真市文化財保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員6人以内で組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 特別の事項を調査審議するため、必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 雑則

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年12月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
区分	報酬額	区分	報酬額
～ 略		～ 略	
文化財保護審議会委員	日 8,400円		
特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	略	特定の資格又は高度な知識、経験、技能若しくは技術をもって従事する職員	略
備考 略		備考 略	